

計量器(はかり)の定期検査を実施します

取引、または証明に使用する計量器(はかり、おもり)の定期検査を行います。この定期検査は福岡県の委託を受けた(一社)福岡県計量協会が行います。計量法による検査を受けていない計量器は使用できませんので、必ず検査を受けてください。

●**対象** 商店や病院・学校・幼稚園などで取引や証明のために使っている計量器

●**持ってくるもの** ◇はかり◇検査手数料◇通知書

検査月日	検査時間	検査場所
7月12日(木)	◇午前10時～正午 ◇午後1時～3時	南コミュニティセンター
7月18日(水)	◇午前10時～正午 ◇午後1時半～3時	北コミュニティセンター

●**手数料** 1台500円～2200円
※最小の目量または感量がひょう量の1万分の1未満のものは2倍の金額になります。

●**検査時間** 1台5分～10分位
※ひょう量が300kgを超えるはかり、目量の数が6000を超えるはかりは、この会場で検査できません。(一社)福岡県計量協会へ問い合わせてください。

●**問い合わせ先**
安全安心課生活安全担当
(一社)福岡県計量協会
☎(580)1897
☎(939)2945

協力してください

市水道メーターの取り替え

水道メーターは、計量法に基づき8年に一度取り替える必要があります。有効期限が近づいているメーターの取り替えに、委託業者が訪問します。

なお、取り替えを行う世帯には、取替期間が始まる1週間前までに市から通知します。

取り替え作業中は15分程度水が止まります。蛇口は全て閉めて、作業

が終わるまでの間、協力をお願いします。

●**期間** 7月4日(水)～31日(火)

地区	委託業者
◇筒井◇山田1・3・5丁目	(株)吉竹設備工業 ☎(501)0188
◇栄町◇曙町◇雑餉隈町◇瑞穂町◇瓦田◇白木原1～3丁目	(有)西南空調 ☎(504)0819
◇若草1～3丁目◇月の浦3丁目	(株)山本配管工業所 ☎(581)2136

問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928



事前登録型 本人通知制度

住民票の写しなどを第三者に交付した際に、その事実を事前登録した本人に通知する制度を実施しています。

●対象の証明書

◇住民票の写し、住民票記載事項証明(除かれたものを含む。)
◇戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍附票、戸籍記載事項証明(除かれたものを含む。)

●対象者

◇大野城市に住民登録がある人
◇大野城市に住民登録があった人(平成25年3月31日以前に転出した人を除く。)

◇大野城市に本籍地がある人
◇大野城市に本籍地があった人
事前登録申請は市役所本庁にて受け付けます。詳しくは問い合わせてください。

※第三者からの住民票の写しなどの請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を確認する制度ではありません。

●問い合わせ先

市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

☎(580)1842